

警

察

第三三一

盜難署別ノ一

明治三十九年

署名	強盜			窃盜			其他			合計	人口千
	家	船	人	家	船	人	ケルヒシ人	マシ人	ヒシ人		
鳥取警察署				四〇六			四五			四五	〇.九九
岩井警察署				二八			一三			一三	二.八六
河原警察署				六二			二二			二二	三.四三
河原警察署若櫻分署				三六			二四			二四	三.八九
河原警察署智頭分署				二二			八			一五	四.二七
吉岡警察署				二九			六			一四	三.九八
吉岡警察署青谷分署				二九			九			一四	二.九一
倉吉警察署				一四一			二七			二一七	四.三八
倉吉警察署橋津分署				二九			五			二二	一.三七
八橋警察署				七六			一〇			八六	四.〇〇
米子警察署				二五三			五八			三一一	六.八四
米子警察署澁江分署				六五			三			六八	三.四八
境警察署				九二			二五			一一七	三.五八
黒坂警察署				五二			八			六〇	三.五六
黒坂警察署溝口分署				四八			二二			七〇	五.八九
合計				一,四五六			二九一			一,七四七	五.一六
三十七年				二,二七九			三九八			二,六七七	六.七四
三十八年				一,六九二			二五三			一,九四五	五.六八

警察

三八九

警察

三九〇

署名	強盜ニ遭ヒシ		窃盜ニ遭ヒシ		家屋其他建造物外ニ於テ盗シタル物	田野山林牧場等ノ產物ヲ盗シタル人	擄帶騙欺其他詐欺ニ遭ヒシ人	合計	人口千
	家	船	家	船					
三十四年	二	—	—	—	—	—	—	二〇九八	四・九二
三十五年	—	—	—	—	—	—	—	二〇二六	四・七四
三十六年	—	—	—	—	—	—	—	二〇二六	四・七四
合計	二	—	—	—	—	—	—	二〇九八	四・九二

本表中*印ハ外國人ニ係ルモノナリ次表亦同シ○三十七年以前ノ屋外窃盜ハ田野山林牧場等ノ產物ヲ盗マレシ人ノ内ニ包含ス

第三三二

盜難署別ノ二

明治三十九年

署名	貨幣	衣類		穀類		雜品		家畜	貨幣合計
		個數	價額	數量	價額	個數	價額		
鳥取警察署	七五九・五七五	七九七	四、四九九・六四八	四八・九五二	六二二・一七四	七九八	八七五・六八八	—	三、七六一・〇八五
岩井警察署	四八二・九〇〇	二四	三〇・二七〇	六・六二五	七九・七三六	五六	一〇八八・〇八	—	二、六八三・〇四
河原警察署	四、七四四・九五四	七九	九二・六〇〇	五・四五二	六六・九二二	四一七	二九五・四二	—	五、一九九・六一八
河原警察署若櫻分署	一四一・八八〇	六七	九六・三九〇	四・九三八	五四・八九〇	四〇六	一一二・〇〇〇	—	四一五・一六〇
河原警察署智頭分署	七八、四九八	一〇四	一六七・八〇〇	三・一九〇	三六・八〇〇	一一四	八五・二八八	—	三六八・三八六
吉岡警察署	六九一・五三〇	三〇八	四九七・七二〇	一九・九六一	二二七・八〇六	三三六	三五一・五四八	—	一、八五八・六〇四
吉岡警察署青谷分署	二二九・二二五	二五	二四〇・二〇〇	〇・六〇〇	一九・三三六	二二七・七八	一一四・八〇〇	—	三八七・四〇五
倉吉警察署	八三九・四〇九	二三八	二八九・八四〇	三〇・二三五	一一一・二三〇	三六二	五八〇・〇一五	—	二、一四〇・四九四
倉吉警察署橋津分署	三〇二・三四二七	五二	一〇四・四三〇	七・八三〇	六六・五四〇	一一一・一六一	五四九・六二三	—	三、七四四・〇二〇

警察

月別	強盜ニ遭ヒシ		窃盜ニ遭ヒシ		家屋其他建造物外ニ於テシテシ人	田野山林牧場等ノ產物ニ遭ヒシ人	擄帶騷擾ニ遭ヒシ人	合計
	家	船	家	船				
六月	1	0	1	0	0	0	0	1
七月	1	0	1	0	0	0	0	1
八月	1	0	1	0	0	0	0	1
九月	1	0	1	0	0	0	0	1
十月	1	0	1	0	0	0	0	1
十一月	1	0	1	0	0	0	0	1
十二月	1	0	1	0	0	0	0	1
合計	11	0	11	0	0	0	0	11

第三三四

盜難物發見署別ノ一

明治三十九年

署名	搜查上	犯人逮捕	告	訴	被害者發見	犯人ノ自白	人民拾	人民ノ届出	計
鳥取警察署	三二八	1	1	7	9	1	1	7	二五二
岩井警察署	三三	1	1	1	1	1	1	1	二四
河原警察署	五四	1	1	1	3	1	1	1	五八
河原警察署若櫻分署	二二	1	1	1	2	1	1	1	三三
河原警察署智頭分署	四三	1	1	1	1	1	1	1	四三
吉岡警察署	三六	1	1	1	1	1	1	1	四四
吉岡警察署青谷分署	三三	1	1	1	1	1	1	1	三七
合計	三三三	11	11	31	31	11	11	31	三三三

三九二

第三三五

盜難物發見署別ノ二

署名	貨幣	衣類		穀類		雜品		家畜		貨幣合計	
		個數	價額	數量	價額	個數	價額	頭數	價額		
倉吉警察署	九一									九一	
倉吉警察署橋津分署	四八									四八	
八橋警察署	三三									三三	
米子警察署	一六四									一六四	
米子警察署淀江分署	二一									二一	
境警察署	六三									六三	
黑坂警察署	二九									二九	
黑坂警察署溝口分署	三五									三五	
合計	九二〇		五		三六		四九		六	九	一、〇四三
鳥取警察署	五七八	二四一	四九七、三四〇	九、六三三	一二四、四九九	四五〇	六三〇、九二〇	三	一五、〇〇〇	一、九四六、二五五	
岩井警察署	五六六	一一	二四、三二〇	三、二一〇	四一、三七六	二五	八三〇、八〇			二〇五、三九七	
河原警察署	五、八八〇	四五	六八、〇〇〇	〇、三一四	四〇、四〇〇	一九五	二五、三三七			六、二〇三、六一八	
河原警察署若櫻分署	三、二六五	二五	三七、四五〇	一、九九〇	一五、一二五	六六	五三、二二五			一〇九、〇六五	
河原警察署智頭分署	七三、三九〇	四九	四九、五〇〇	三、〇〇〇	三九、五九〇	九九	六三、四八五			二二五、九六五	
吉岡警察署	一、〇、三〇六	二六	五、四、二〇〇	二、六一五	二七、二八七	二七	二七、九二五	二	八、〇〇〇	一、一、一、四七七	
吉岡警察署青谷分署	一三八、八五五	八	七、九〇〇	〇、七九〇	一一、三三〇	二〇七	八九、四五〇			二四八、五六五	

警察

三九三

警察

年	合 計	鳥取警察署	岩井警察署	河原警察署	河原警察署若櫻分署	河原警察署智頭分署	吉岡警察署	吉岡警察署青谷分署	倉吉警察署	倉吉警察署橋津分署	八橋警察署	米子警察署	米子警察署淀江分署	境警察署	黒坂警察署	黒坂警察署瀧口分署
三十三年	四、三九九	七九七	一七六	二八五	四〇七	一七五	二四九	一二六	三三三	一六七	三五三	六二二	二六四	二三〇	九八	七八
三十四年	五、八〇〇	九七	一〇	九	一五	七	一七	一三	二八	二二	九九	八六	四八	一一二	四	四
三十五年	二、〇三三	三六	七	一六	四	六	一一	一六	四〇	五	二	二七	四	四	二〇	二〇
三十六年	三、八	六	一	三	一	一	二	二	七	一	四	七	一	四	一	一
三十七年	一、四四五	二四五	二七	五七	五〇	一四	二二	一七	一八八	七六	二〇〇	二六八	四五	一〇一	五五	八一
三十八年	一、九七七	五三	八	五	八	三	一〇	三	二〇	四	一一	三九	三	三三	二	四
三十九年	六、〇〇一	一、〇八一	二一〇	三五八	四六一	一九五	二八一	一五九	五六〇	二四八	五五五	九〇七	三三三	三二五	一五八	一八〇
合計	八、六一七	一、五七七	一九	一七	二四	一〇	二九	一七	五五	二六	一一五	一三二	五二	一四九	六	八
	六、八一七	一、三三八	二二九	三七五	四八五	二〇五	三三〇	一七六	六一五	二七四	六七〇	一、〇三九	三六五	四八四	一六四	一八八

第三三七

就捕人員罪狀及署別ノ一

(輕罪以上)

明治三十九年

種別	委託物費消		窃盜		賭博		委託金費消		器物棄毀		娼妓取締規則違犯		詐欺取財		拐帶		古物商取締法及全細則違犯		罰金換刑		屋外窃盜		脏物寄藏		偽證		樹木毀損	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
取鳥	1	4	100	17	53	6	2	2	2	7	3	9	4	5	2	3	1	4	1	4	6	1	1	1	2	1	1	1
井岩			8																			7						
原河			3	4								3										9						
櫻若			7	4	3				2						2							6						
頭智			1	4																		8						
岡吉			20	3	9																							
谷青			22	3	2																	4						
吉倉			33	10	4																	3						
津橋			9		2																	0						
橋八			17	5	1																	3						
子米			51	22	19																	37						
江淀			8		6																	3						
境			29	2	2																	3						
坂黑			23		17																	4						
口溝			5		2																	2						
合計			338	107	192																	15						

種別	畜牛結核病豫防法施行規則違反		姦通		過失殺		私書偽造行使詐欺取財及竊盜		失火		度量衡臨檢及取締規則違反		新聞紙條例違反		冒認及器物棄毀		証書騙取		謀殺		毆打創傷		過失傷		恐喝取財		質屋取締法違反		清涼飲料水營業取締規則違反	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
鳥取	1	1	2	2	4	1	5	1	5	1	2	5	3	3	3	4	1	4	2	3	3	3	2	3	1	2	1	2	1	2
岩井																														
河原																														
若櫻																														
智頭																														
吉岡																														
青谷																														
倉吉																														
橋津																														
八橋																														
米子																														
淀江																														
境																														
黑坂																														
溝口																														
計合	2	8	1	6	3	8	1	3	7	6	4	6	1	4	2	2	1	4	6	6	1	4	2	4	7	7	2	4	3	9

種別	鳥取		岩井		河原		若櫻		智頭		吉岡		青谷		倉吉		橋津		八橋		米子		淀江		境		黑坂		溝口		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
暴行抗拒毆打創傷																															
森林法違犯																															
私書偽造行使詐欺取財																															
戶籍法違犯																															
銃砲火藥類取締法施行規則違犯																															
郵便法違犯																															
醫師法違犯																															
河川法違犯																															
墮胎																															
冒認																															
公印公文書及私印私書偽造行使詐欺取財																															
酒造税法違犯																															
婦女ニ對シ猥褻																															
公文書破棄詐欺取財																															
詐欺取財及郵便法違犯																															
誹毀罪																															
	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

種別	私印私書偽造行使及寄盜		窃盜及毆打創傷		屋外窃盜及脏物牙保		内務省令違犯(男女混浴)		畜牛結核病豫防法違犯		幼者誘拐及竊盜		謀殺未遂		暴行猥褻		冒認及脏物牙保		恐喝取財未遂		毆打致死		古物商取締法施行規則違犯		脏物收受		蠶病豫防法違犯		鐵道營業法違犯		風俗ヲ害スル物品公然陳列	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
鳥取																																
井岩																																
原河																																
櫻若																																
頭智																																
岡吉																																
谷青																																
吉倉																																
津橋																																
橋八																																
子米																																
江淀																																
境																																
坂黑																																
口溝																																
合計																																

警察

路上ニ酔臥ス		人ヲ毆打シ創傷疾病ニ至ラサルモノ		官許ノ墓地外ニ私ニ埋葬ス		發狂人ノ看守ヲ怠リ路上徘徊セシム		死亡ノ申告ヲナサスシテ埋葬ス		官署ノ督促ヲ受ケ道路ノ掃除ヲナサス		塵埃ヲ路上ニ投棄ス		違警罪犯人ヲ曲庇ス		車ヲ並ヘ轆キテ行人ノ妨ナナス		人家ノ近傍ニテ妾ニ火ヲ焚キタルモノ		不熟ノ菓物ヲ販賣シタルモノ		流言浮説ヲ以テ人ヲ誑惑シタルモノ		路上ニ於テ賭博類似ノ商業ヲナス		渡船場ニ於テ定價以上ノ賃錢ヲ取りタルモノ		強ヒテ合力ヲ乞ヒタルモノ		汚物ヲ河川下水ニ投棄ス		生河豚ヲ販賣シタルモノ	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
-	-	-	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-																												

罪 状	住所氏名ヲ詐稱シテ投宿ス		牛馬ヲ放チ他人ノ作物ヲ毀損ス		道路ヲ毀損シタルモノ		病死ノ獸類ヲ食料ニ販賣シタルモノ		牛馬ヲ路傍ニ放チタルモノ		街路取締規則		荷車取締規則		營業人力車取締規則		自轉車取締規則		乗合馬車取締規則		湯屋取締規則		宿屋取締規則		屑商取締規則		料理屋飲食店取締規則		理髮業取締規則		縣稅賦課規則施行細則	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
取鳥	二	一																														
井岩	一																															
原河																																
櫻若																																
頭智																																
岡吉																																
谷青																																
吉倉																																
津橋																																
橋八																																
子米																																
江淀																																
境																																
坂黑																																
口溝																																
合計	一九	一三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

署名	女男		女男		女男		女男		合計														
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
鳥取警察署	二六	六	二六	六	二六	六	二六	六	二二六														
岩井警察署	一八	一	一八	一	一八	一	一八	一	一八														
河原警察署	二八	二	二八	二	二八	二	二八	二	二二八														
河原警察署若櫻分署	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二二
河原警察署智頭分署	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二二
吉岡警察署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一
吉岡警察署青谷分署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一
倉吉警察署	二九	九	二九	九	二九	九	二九	九	二二九														
倉吉警察署橋津分署	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二二
八橋警察署	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三三
米子警察署	三三	三	三三	三	三三	三	三三	三	三三三														
米子警察署淀江分署	一〇	八	一〇	八	一〇	八	一〇	八	一〇八														
境警察署	一〇	二	一〇	二	一〇	二	一〇	二	一〇二														
合計	一七	五九	二	三八	二六	一〇	二二	八二	一	四一	一九	二六	三	二四	二	一九	二	二	三	一〇	一	一五	二二二

警察

四一〇

微罪トナラサル 逮捕ノ見込ナク 合計

第三四二

違警罪處斷人員

明治三十九年

署名	無罪		免訴		拘留		科料		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
鳥取警察署					七	二	七〇	五七	七二七	六九	七八六
岩井警察署					五	一	一七七	一一	一八二	一一	一九四
河原警察署					五	一	二九五	一〇	三〇〇	一〇	三一〇
河原警察署若櫻分署					一	一	二六八	一四	二六八	一四	二八二
河原警察署智頭分署					一	一	一七四	六	一七五	七	一八二
吉岡警察署					三	二	二〇九	一〇	二二三	一三	二三五
吉岡警察署青谷分署					一	一	一〇五	一〇	一〇六	一〇	一一六
倉吉警察署					二	四	二九六	二五	三三〇	二九	三四九
倉吉警察署橋津分署					九	三	一四四	一九	一六〇	二三	一八二
八橋警察署					四	一	三二七	九七	三三二	九八	四二九
米子警察署					四	二	四九四	六八	五四一	七九	六二〇
米子警察署淀江分署					四	三	二三五	四五	二三九	四八	二八七
境警察署					四	三	二一八	七九	二二三	二四	二四七
黑坂警察署					三	四	七七	四	八〇	四	八四
黑坂警察署溝口分署					二	四	七四	四	七六	四	八〇
合計	二	一	七	二	一一九	八一	三,八〇三	四五九	三,九三一	五四二	四,四七三
三十八年	二	一	二	三	一一四	七九	三,九五七	四三二	四〇九四	五一五	四,〇六六
三十七年	二	一	六	二	一三六	七八	二,七八四	三三五	二,九二六	四一五	三,三四一

警察

四一三

警察

署名	無罪		免訴		拘留		留科		科料		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
三十四年	1	0	3	0	133	101	2,428	342	2,568	447	3,015	0
三十五年	4	0	1	0	109	83	2,670	328	2,787	423	3,210	0
三十六年	1	0	2	0	158	64	3,102	387	3,262	453	3,715	0

第三四三

監視人員署別

明治三十九年十二月三十一日現在

署名	附加刑		監視		特別		監視		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鳥取警察署	2	0	17	7	0	3	23	7	30	0
岩井警察署	0	0	5	0	0	0	5	0	5	0
河原警察署	0	0	6	0	0	0	6	0	6	0
河原警察署若櫻分署	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0
河原警察署智頭分署	0	0	5	0	0	0	5	0	5	0
吉岡警察署	0	0	8	0	0	0	8	0	8	0
吉岡警察署青谷分署	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0
倉吉警察署	0	0	5	0	0	0	5	0	5	0
倉吉警察署橋津分署	0	0	4	0	0	0	4	0	4	0
八橋警察署	0	0	8	0	0	0	8	0	8	0
米子警察署	0	0	4	0	0	0	4	0	4	0
米子警察署淀江分署	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0
境警察署	0	0	8	0	0	0	8	0	8	0

四一四

警察

四一五

署名	自殺		殺害		誤死		途上發病		天災其他		合計		人口 殺者 付自 萬
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
鳥取警察署	九	六			四	三			一	一	一〇	一	二九一
岩井警察署	六	六			三	一					四	一	三八五
河原警察署	六	六			六	三			二	二	二二	二	二二三
河原警察署若櫻分署	二	二			四	二					七	三	一六〇
河原警察署智頭分署	一	一			二	一					五	二	一八六
吉岡警察署	二	一			八	二			三	一	一三	四	〇五七
吉岡警察署青谷分署	一	一			一	一					一	二	〇八七
倉吉警察署	六	三			三	二					一〇	五	一八二
倉吉警察署橋津分署	四	一			三	一			四	一	一〇	一	二四五

第三四四

變死

明治三十九年

年	合計	黑坂警察署	黑坂警察署清口分署
三十四年	一七	三	一
三十五年	二三	一	一
三十六年	一四	一	一
三十七年	九	一	一
三十八年	三	一	一
合計	一〇	六	一〇

死

合 計	被 害 者 の 因 由											種 別					
	不 詳	其 他	餓 死	火 災	途 病	天 災	過 殺	誤 死	其 他	強 テ 情 死 ナ 企 テ ラ レ	精 神 錯 亂 ノ 爲 メ		私 道 且 ツ 貧 困 ノ 爲 メ	賊 ヲ 追 跡 シ テ	金 錢 取 引 上 紛 議 シ 暴 行 ニ 訴 ヘ 殺 害 ス	爭 論 ニ ヨ リ	不 和 合 ノ 爲 メ
一三九	四	一七	三	六	四	五	四	二	一								
七五	一	八	五	一	三		二	三			四						
二二四	五	二五	八	七	七	五	六	五	一	四							
二二七	一〇	三	三	二	三	八	一〇	五								二	三
二二六	一四	二四	一	四	五	四	八	八									
二二八	二	三六		四	四	二	九	八	一								三
一九六	二	二五		二	一	二	八	四	一						二	一	四
一六七	七	七		四	四	一	六	九	一								

警察

四一八

第三四七

變死月別

明治三十九年

台	月											別			
	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一				
計	月											自			
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
四九		三	三	五	九	四	三	九	三	五	一	四	男	殺	
二九			三	二	三	三	三	五	四	三	一	二	女	殺	
三		-				-				-			男	害	
七	-	二	三							-			女	害	
六	三			-	-					-			男	途上發病	
一				-									女	途上發病	
四八	-	三	-	五	四	五	七	二	六	七	二	五	男	誤	
二		-	二	-	一	五	二	二	三	三		-	女	誤	
三三	六		三		三	-	-	二	六	二	三	六	男	天災其他	
一七	-	-		-		三		-	-	三	二	四	女	天災其他	
二三九	一〇	七	七	二	一七	二	二	一三	一五	一六	六	一五	男	合計	
七五	二	四	八	五	四	一	一	五	八	八	九	四	七	女	合計
二四	一二	一一	一五	一六	二一	二二	一六	二二	二三	二五	一〇	二二	計	死	

第三四八

火災署別

明治三十九年

警察

四一九

署名	失火放火		不雷火及	合計	延燒		戸數	建坪	火災一度ニ付罹災	
	度	放			シ延燒セ度數	リ延燒セ度數			戸數	建坪
鳥取警察署	一三			一三	六	九	二六	五六一七五	一七三	三七五二
岩井警察署	三			三		三	三	三三〇〇	一〇〇	一〇〇六七
河原警察署	五			五	二	四	九	一〇三二五	一五〇	一七二二
河原警察署若櫻分署	六			六	三	四	二〇	四〇三二〇	二八六	五七六〇
河原警察署智頭分署	四			四	一	三	五	一〇一二五	一二五	二五三一
吉岡警察署	二			二	四	八	六	四四九〇〇	二八三	三七四二
吉岡警察署青谷分署	四			四	一	三	六	一〇一五〇	一五〇	二五三八
倉吉警察署	二			二	五	九	三	五三九三四	二二一	三八五二
倉吉警察署橋津分署	三			三		三	三	二六五〇	一〇〇	八八三
八橋警察署	八			八	三	九	二〇	二九一八七	一六七	二四三二
米子警察署	二			二	二	三	二	二六八三〇	一四七	一七八八
米子警察署淀江分署	八			八	一	七	九	九七五〇	一一三	一一一九
境警察署	八			八	二	六	一〇	七六五〇	一一五	九五六
黒坂警察署	九			九	四	六	二六	四八六〇五	二六〇	四八六一
黒坂警察署溝口分署	八			八	二	二	一一	六四、五〇	一〇〇	五、八六
合計	一一四	一	一七	一三二	三四	九八	二三五	三、六〇三、四一	一、七七八	二七、三〇
三十八年	一〇〇	二	二二	一二五	四八	七七	五四八	八〇六四六〇	四三八	六四、五二
三十七年	一六九	一〇	三三	二二一	四六	一六五	四五二	一一〇九八、〇〇	二二四	五二、六〇
三十六年	一三三	二一	二六	一七〇	三五	一三五	三九七	四、四六五、八五	二三四	二六、二七
三十五年	一〇七	二二	二四	一四三	三〇	一一三	三三三	六、六八六、一八	二二三	四六、七六

警察

四二〇

警察

失火											種別	第三四九 家屋火災因由					
隣	爐	煙草ノ吸殻	燒灰	飛火	消炭	乾場燥	燈火	蠟燭	付木	焚燧			炬燵	烟突	線香油	石	竈
							三				四				五	一月	一〇八
												三		-	-	二月	六
																三月	二〇
																四月	一三四
															三	五月	三六
															二	六月	九八
																七月	二七
																八月	四、五二、五四
																九月	二〇
																十月	三三七五
																十一月	二〇
																十二月	三三七五
																合計	三三七五

四二

警察

四二二

種別	風呂場 小兒ノ弄火 其他原因不明 計				雷火及不審火 放火	合計
	一月	二月	三月	四月		
一月	1	1	1	1	3	19
二月	1	1	1	1	1	7
三月	1	1	1	1	2	11
四月	1	1	1	1	2	16
五月	1	1	1	1	1	7
六月	1	1	1	1	3	11
七月	1	1	1	1	1	13
八月	1	1	1	1	3	12
九月	1	1	1	1	2	15
十月	1	1	1	1	1	11
十一月	1	1	1	1	2	10
十二月	1	1	1	1	3	12
合計	18	18	18	18	17	133

第三五〇

火防組

明治三十九年十二月三十一日現在

署名組	數人	員	器械										
			總	梯	子	ポン	ア	龍吐	水	水	桶	汲水器	
鳥取警察署	5	391	4		12		7		1		49		99
岩井警察署	5	388	9		10		9		3		100		150
河原警察署	3	1939	3		43		3		3		178		463

警察

第三五一

政談集會

明治三十九年

四二五

年	台計	河原警察署 若櫻分署	河原警察署 智頭分署	吉岡警察署	吉岡警察署 青谷分署	倉吉警察署	倉吉警察署 橋津分署	八橋警察署	米子警察署	米子警察署 淀江分署	境警察署	黑坂警察署	黑坂警察署 溝口分署
三十八年	五二	二二	一〇九	一六一	一五	二二三	七二	七七	四三	七三	四七	七五	六六
三十七年	五二	三	四	四	一	三	三	二	二	二	二	二	二
三十六年	五三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十五年	五三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十四年	五六	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	三、九〇一	三	八	五	六	六	三	四	二	三	一	四	四
	五五	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一一四	八	五	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	七九	七	三	六	二	五	三	四	二	一	一	一	一
	三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	五七四	四	一	三	二〇	五三	四五	四三	一〇	一	一	一	一
	一、一六六	七〇	三五	四二	七六	五四	八二	二二	一三	二〇	四〇	二〇	二〇

警察

屋

内

屋

四二四

外

署名	屋		内		屋		外	
	件出	度開	件出	度開	件出	度開	件出	度開
鳥取警察署	1		1		3		3	
倉吉警察署	1		1		3		3	
米子警察署	3		3		3		3	
合計	4		3		3		3	
三十四年	5		5					
三十五年	8		7					
三十六年	6		5					
三十七年	3		2					
三十八年	2		1					

第三五二

民有銃砲

明治三十九年十二月三十一日現在

郡名	軍		用		郡名	軍		用	
	和形	洋形	合計	銃計		和形	洋形	合計	銃計
八頭郡	1		1		三十八年				
東伯郡	1		1		三十七年	1		1	
西伯郡	1		1		三十六年	1		1	
日野郡	1		1		三十五年	1		1	
合計	2		2		三十四年	1		1	

第三五三

銃砲火藥賣買

明治三十九年

種別	買			高			賣			却				
	銃	獵銃	火藥	彈藥	雷管	導火繩	劇發火藥	軍銃	獵銃	火藥	彈藥	雷管	導火繩	劇發火藥
內國品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外國品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三五四

取締諸營業者ノ現員署別

明治三十九年十二月三十一日現在

種別	鳥	岩	河	若	智	吉	青	倉	橋	八	米	淀	境	黑	溝	計
古着	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古道具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兼業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

警察

四二五

種別	古物商											種別											
	古書畫	古銅鐵	潰金銀	袋物	小間物	時計	飭屋	煙管屋	刀劍	籠甲屋	計												
	兼本業																						
取鳥	一三五	一三九	一四四	一〇	一六四	一	四	一	一	九	二	四	七	七	八	三	三	一〇	八	三	三	一〇	一〇
井岩	六	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
原河	一四一	五七	八二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
櫻若	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
頭智	三	二	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡吉	二	二	九	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
谷青	六	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
吉倉	二	二	四	五	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
津橋	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
橋八	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
子米	一五六	一一八	二二	二七	二七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
江淀	二四	二六	二〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
境	二九	四〇	二八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
坂黒	四七	二四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
口溝	四五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二八	三八	七四	三九〇	四三	四三六	五二	五	二	一六	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

警察

四二六

警察

同 解 體 化 製 場	斃 牛 馬 解 體 化 製 業	賣 肉 業	屠 畜 業	屠 畜 場	遊 技 場 業	湯 屋	質 屋	馬 車			人 力 車 輓 子	營 業 者	
								車 數	馬 數	馭 者			
		兼 業	本 業	本 業			本 業	本 業	兼 業	本 業	本 業	本 業	
四	四	四	二	一	一〇	三八	六八	五	六	二	四	四	三三三
一	六	一	三			七	一三	一	一	一	一	六	六一
五	八	八	六			四	二三	七	七	六	四	七	一一三
五	五	五	六	二		六	一一					四	四四
五	五	五	二			二	六						三五
二	三	三	一	五		二	四	一	八				一〇五
一	一	一	四			一	六	一	三				四九
六	六	六	一	九	三	一	一	三	五	一	七	五	一九〇
二	二	二	一	四	九		一	九	三	三			一〇六
四	二	二	一	三	三	二	二	六	四	五			五六
四	九	九	一	〇	八	一	五	七	三	三	三	四	二二一
一	二	二	一	三	三	二	一	八					三三
			二	五		三	三	八					八三
七	九	九	二	〇		六	一	三					九二
四	三	三	七	七			二	八	三	三	三	三	七八
五	八	八	六	六	二	八	四	七	二	四	二	二	一五八

四二七

警察

種別	牛乳搾取業 本業	同搾取場	山羊乳搾取業 本業	同搾取場	銃砲商 本業	火藥商 本業	銃砲製造人 本業	新聞雜誌發行所	同請賣人 本業 兼業	烟火製造業 本業	同製造場	射的場	劇場
取鳥	八	八	一	一	四	四	六	三	二	一	一	三	
井岩	一	一											
原河	二	二											
櫻若	一	一											
頭智													
岡吉	一	一											
谷青													
吉倉	五	五			二	三	一	五				一	
津橋	二	二											
橋八	一	一											
子米	四	四			二	二	一	二	四	四	四	一	
江淀													
境	三	三											
坂黑					一	一	三		三	三	三	一	
口溝													
計	二八	二八	一	一	三三	三三	二二	四	八九	八	八	一	四

四二八

警察

四三〇

種別	船業		古物糶賣業		牛馬買賣業		斃牛馬埋沒燒却場		胞衣埋沒取扱業		私營胞衣埋沒場		屠牛稼業		合計
	本業	兼業	本業	兼業	本業	兼業	本業	兼業	本業	兼業	本業	兼業	本業	兼業	
鳥取					九四				三						二三五〇
岩井					六一										二九七
河原					二四										四七五
若櫻					八七										三三三
智頭					五〇										二四八
吉岡					九七										六三五
青谷					一五										一七六
倉吉					一八一										一七八六
橋津					三六										四一五
八橋					二四二										八四五
米子					一九六										二四三五
淀江					一〇二										四一九
境					二七										七五〇
黑坂					一四四										五六六
溝口					一一										三八七
計					二一六										二、〇八七

第三五五

貸座敷娼妓及遊客人員費消金

明治三十九年

地名	貸座敷		娼妓		遊客人員	費消金高	遊客一人費消金高
	越人員	座敷	越人員	娼妓			
鳥取市瓦町	二九	四	六八	一七	三一、八三〇	四七、八四六、三五〇	一、五〇三
	ノ一年間開業	ノ一年間廢業	ノ一年間開業	ノ一年間廢業			
西伯郡米子町	六	三	一八	一七	五、六五二	五、三四八、六〇〇	〇、九四六
	ノ一年間開業	ノ一年間廢業	ノ一年間開業	ノ一年間廢業			
年末現在	三	一	六八	一七			

第三五六

警察上褒賞

明治三十九年

種別	警察官吏			人男			人女			合計	
	人員	金額	賞詞	人員	金額	賞詞	人員	金額	賞詞	人員	金額
窃盜犯檢舉且逮捕	六七	七〇〇〇〇								六七	七〇〇〇〇
窃盜犯及私印盜用私書偽造行 使詐欺取財犯檢舉且逮捕	二	一七〇〇								二	一七〇〇
持兇器窃盜犯檢舉且逮捕	一三	一四九〇〇								一三	一四九〇〇
持兇器窃盜官吏職務抗拒及毆 打創傷犯檢舉且逮捕	三	四、五〇〇								三	四、五〇〇
強盜犯檢舉且逮捕	六	九、五〇〇								六	九、五〇〇
公文書變造及誣告犯檢舉且逮 捕	一	一、〇〇〇								一	一、〇〇〇
公文書偽造行使詐欺取財犯 舉且逮捕	三	三、六〇〇								三	三、六〇〇
公私文書偽造行使公私印盜用 犯檢舉且逮捕	一	一、〇〇〇								一	一、〇〇〇
公私印公私文書偽造行使詐欺 取財犯檢舉且逮捕	二	五、〇〇〇								二	五、〇〇〇
合計	二二	一、〇〇〇								二二	一、〇〇〇

警察

四三一

三十四年	三九	四	六	三七	七二	四二	四四	四四	三〇、三七三	四三、三二五	一、四二〇
三十五年	三七	一〇	一〇	三七	四四	五六	三〇	七〇	三一、八二五	四一、九八〇	一、三一九
三十六年	三七	一三	八	四二	七〇	五三	三一	九二	三五、八九五	五五、五六七	一、五四八
三十七年	四二	六	九	三九	九二	三〇	二八	九四	三五、六五〇	五二、四四五	一、四七一
三十八年	三九	七	一一	三五	九四	三七	四五	八六	三六、六八九	四九、三七七	一、三四六
合計	三五	七	三	三九	八六	三〇	四七	六九	三七、四八二	五三、一九四	一、四一九

種別	警察官吏			人男			女			合計	
	人員	金額	賞詞	人員	金額	賞詞	人員	金額	賞詞	人員	金額
私書偽造行使詐欺取財犯檢舉且逮捕	1	1,000									
私印盜用私書偽造行使詐欺取財犯檢舉且逮捕	2	3,000									
私印偽造行使公文書毀棄詐欺取財犯檢舉且逮捕	2	2,400									
監守盜犯檢舉且逮捕	2	2,500									
約束手形偽造行使詐欺取財犯檢舉且逮捕	2	2,500									
詐欺取財犯檢舉且逮捕	6	7,500									
證書騙取犯檢舉且逮捕	1	1,500									
恐喝取財犯檢舉且逮捕	1	1,000									
貨幣偽造行使犯檢舉且逮捕	5	10,500									
嬰兒壓殺犯檢舉且逮捕	10	13,000									
墮胎犯檢舉且逮捕	2	0,800									
放火犯檢舉且逮捕	2	2,000									
人命救助				102	3,350						
失火防止				16	4,500						
合計	134	15,890		118	38,000		3	0,800		255	19,770
三十八年	96	12,580		191	52,800	2		0,400		292	17,980
三十七年	123	17,160		57	20,900	10		0,600		196	19,310
三十六年	83	9,760		93	33,150	2		2,300	4	185	13,350
三十五年	55	7,580		62	18,000	7		0,800		192	9,460
三十四年	83	9,640		45	14,100	3		0,200		166	11,070

